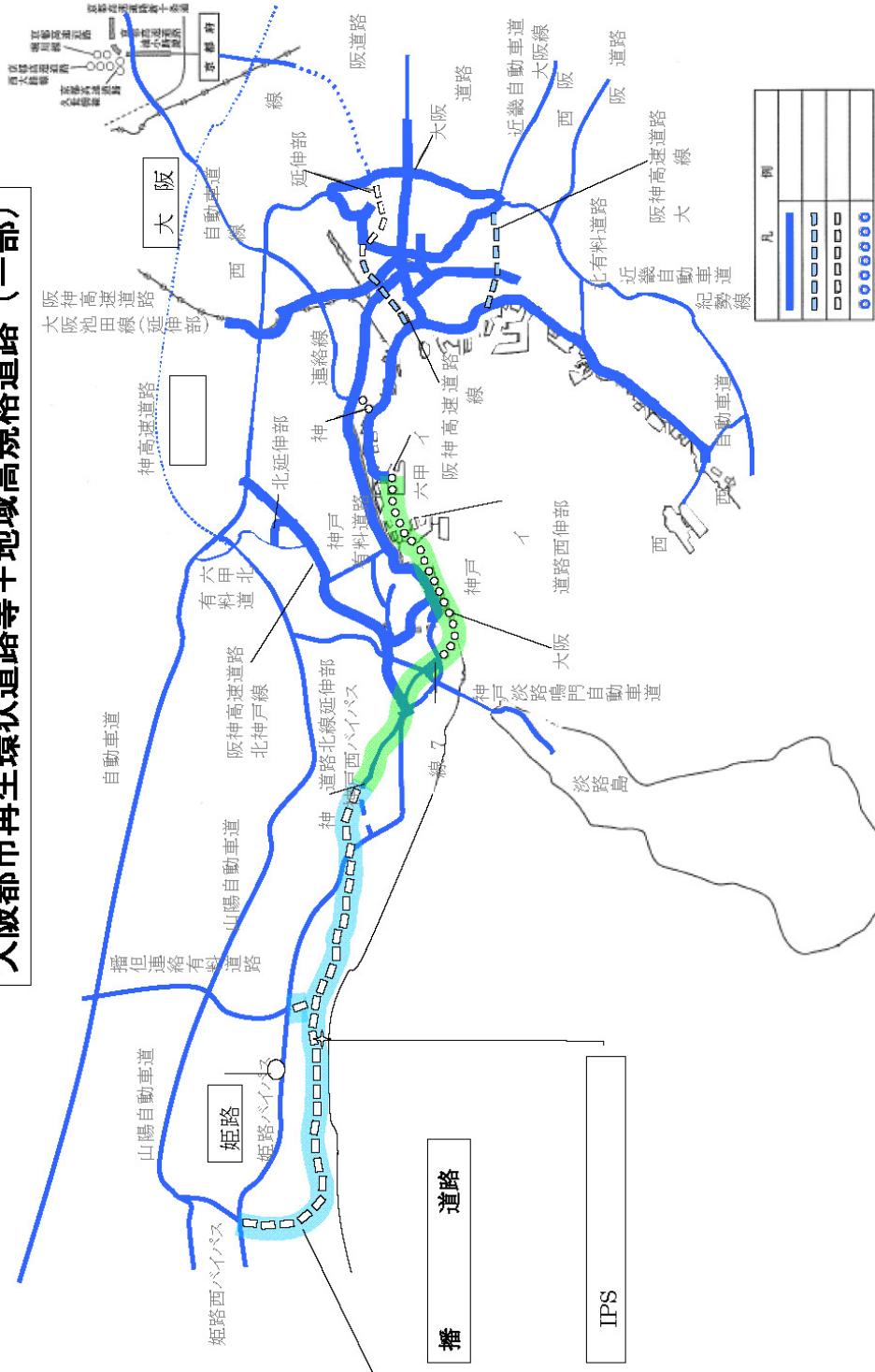


【図表6-①】主な道路整備状況

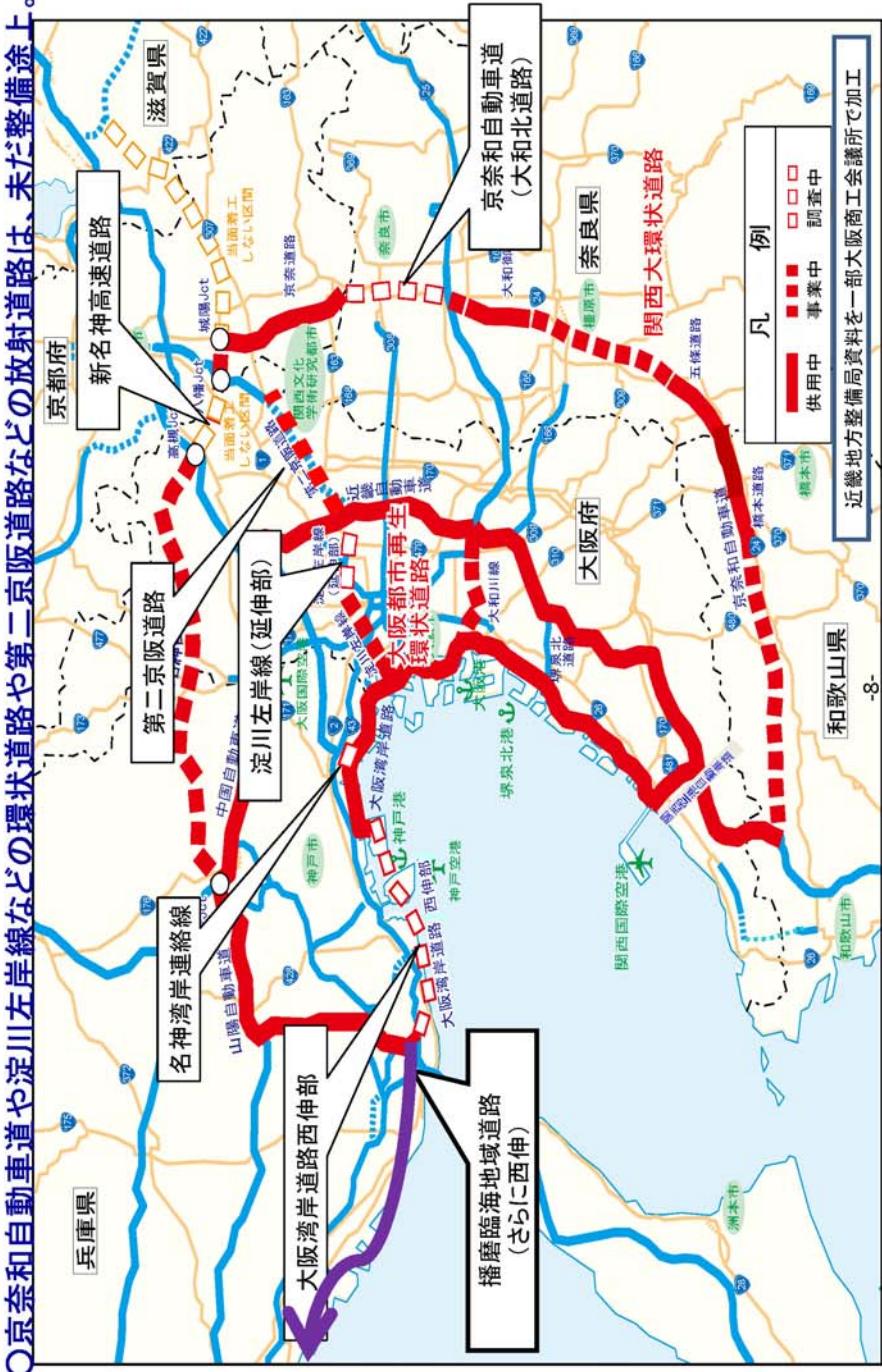
大阪都市再生環状道路等十地域高規格道路（一部）



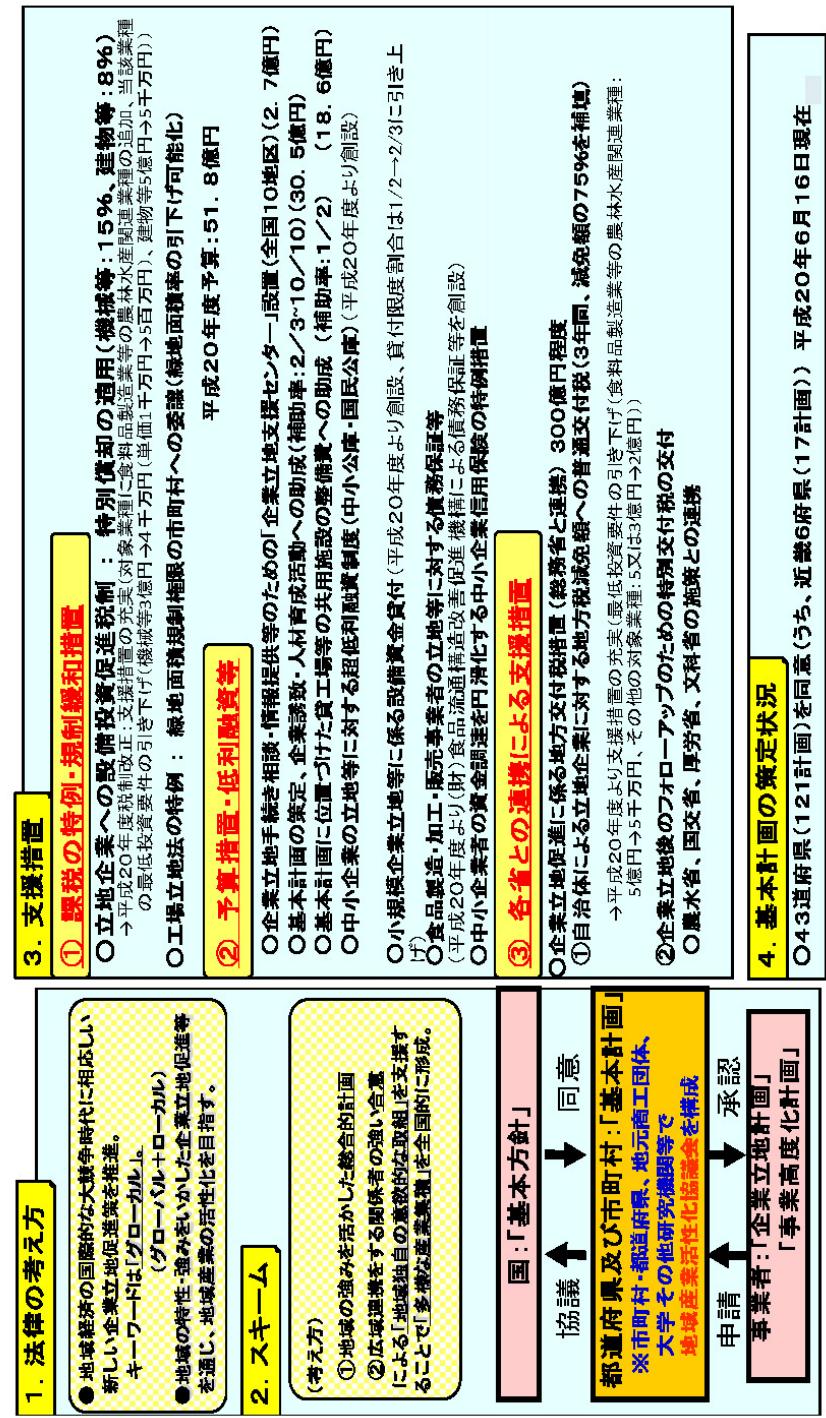
出典：「平成21年度 近畿圏（関西圏）整備に関する重点事項【関西広域機構】」より抜粋し、一部追記

【図表6-② 主な道路整備状況】

- 近畿の道路ネットワークは、国際物流の拠点である阪神港や関西空港に要所で繋がっていない。
- 関西国際空港～堺・尼崎～姫路までの臨海道路網の整備が必要(姫路までの橿原臨海地域道路の整備)。
- 京奈和自動車道や淀川左岸線などの環状道路や第二京阪道路など放射道路は、未だ整備途上。



【図表7：企業立地促進法の概要】



出典：経済産業省資料により

【図表8:国・地元自治体の主な工場立地インセンティーブ一覧】(出典:各機関より資料提供)

実施主体	税制優遇	補助金・助成金	規制緩和	金融支援	手続支援(ワンストップ化等)	人材支援	その他
経済産業省	■設備投資促進税制 特別償却の適用(機械等15%、建物等8%)	■基本計画の策定・企業設立・人材育成支援への助成:補助率2/3～10/10 ■其・他の併用の併用扶助の整備への助成:補助率1/2 ■特定の自治体・市町村による立地企画に対する地方税減免額への普通交付税:3年間、減免額の75%を対象 ■「对企业」立地支援支援のための税に対する特例交付税措置:指定業種からの固定資産税の増収分5%について、特例交付税を交付	■工場立地法の特例 税地圖標準の引下げ	■低利割賦制度 ■小規模立地等に係る設備資金貸付:貸付限度2/3 ■特定業種への債務保証	■K-CIP(既存対日投資促進協議会)相談窓口、JETRO対日投資ビジネスサポートセンター大阪 ■既存日本投資促進会議内窓口:近畿経済企画局 ■企業立地支援センター		■外国企業誘致支援事業:外国企業の招致や海外への投資動向プロモーション活動を支援
国土交通省 (近畿地方整備局) (港湾開発)	■港湾システム効率化物流支援の整備促進税制 港湾運送事業者及び事業協同組合等が販路又は増設する港湾施設の高度化に寄与する上位層を対象に5年間課税標準を3/6に経減(固定資産税・都市計画税)	■在来開港場の補助事業 企業合理化促進法に基づく在来開港場設立(防波堤等)の整備に補助:1/2 ■港湾高度化促進整備事業(その他の施設) 港湾施設の整備能力を活用して港湾施設の高度化に必要な税抜き整備目的として、公共施設が供出する法人又は港湾管理団体の認定を受けた者を対象。 ①コンテナ港湾円滑化支援施設、24時間フルオープニング、貿易橋料円滑化支援施設、前施設税抜き整備に1/3以内の補助 ②保安・安全向上整備に1/2以内の補助		■港湾民間開港点整備事業 臨港地区内に整備される物流施設等を対象に民間開港場開発促進税が発生による支障 ■港湾開港場開発税機関の参加・認定業務 ○参加登録 民間事業者が実施する公共施設等の整備に對象に民間開港場規格が民間事業者として参加することにより、国の資金を活用し長期・固定・低利の資金を利用できる制度 限度額:「競事業費の50%」又は「公共施設等整備費の少ない額」 ○危険工業 民間開港場市営事業の工事費等を対象に、20年間固定金利の税利資金が利用できる制度		■インフラ整備の推進 多目的國際コンテナターミナル、内実ユニットロードターミナル、主要幹線道路アクセス等の整備・利便化 ■スイート・中延港湾の実現に向けた取り組み(港湾コストの低減)・スマートな船取扱 ○コンテナターミナルのゲート接続・早朝利用の取り組み(神戸港のPC18を対象) ○港湾活動の事業統括計画(BCP)の策定 ○高機能コンテナターミナルの整備 ■大阪港ベイマリーナ新生プロジェクト(大阪湾ベイマリーナの活性化方策の立案等) 企画地図上に向けた土地譲渡・利用方策、国際物流の効率化方策、広域連携方策について検討	
大阪府	■産業集積促進税制 産業集積促進地域において、土地や屋敷の取得に係る不動産取得税の1/2を経減(上限2億円)	■先端産業整備金 (補助率5～20%※賃料補助は50%) 【先端産業の研究開発施設におけるもの】 補助対象地域において、先端産業と認める研究開発施設の新築・増改築に係る賃料等の費用を補助 ■大阪府立地支援センター(O-BIC) 外資系企業に対し、進出に係る経費の1/2(限度額50万円)まで支援		■企業立地促進税 産業集積において、立地を行おうとする企業者(企画開発等は問わない)で、補助の認定を受けた方を対象に上限10億円の支障 ■内閣府立地支援税 (補助率5～10%) 【再投融に対するもの】 補助対象地域において、工場又は研究開発施設の新築・増改築に係る賃料等の費用を補助 ■大阪府立地支援センター(O-BIC) 外資系企業に対し、進出に係る経費の1/2(限度額50万円)まで支援	■国内外企業の新設や本社機能の集積等の誘致窓口を一元化した機能を持つ企業整備支援センターを平成17年4月に設立		■企業立地促進法に基づく人材育成等支援
兵庫県	■不動産取得税の不均一課税 県内指定地区への進出企業を対象に、土地、建物等にに関する不動産取得税の1/2経減、限度額2億円	■雇用基準 新規地元雇用者11人以上を条件とし、新規地元雇用に対する補助30万円/人、上限3億円 ■設備基準 先端技術開発事業に係る設備投資額が50億円以上(既存地盤は10億円以上)を条件とし、設備投資額の3%以内、上限なしなど ■研究開発型全業用オフィス賃料補助 補助率:1/25内(限度額:1,500万円/㎡、100万円/㎡) 3年間	■企業立地促進法による工場立地 法上の極地の認可 20%～10%(高砂市)	■兵庫県立地促進税 新規地元雇用者11人以上の事業者 ①工場立地の認可区分の事業所(延床1000㎡以上) ②大企業特例:企業集積促進地に選出する大規模先端事業者の新規設立・移設・移転税額の5%以内、上限30万円 ③本特例:先端産業分野の企業(延床2000㎡以上、雇用者200人以上の新規設立・移設・移転税額の1/3以内、上限3,000万円/㎡・年(最大2年間)) ④大企業特例:都市再生緊急整備地区に選出する大企業等(延床賃料の1/25内、上限1,350万円/㎡・年(最大2年間)) ■大阪市立地重点企業等進出助成制度(所管:経済局・IBCP大阪企業整備センター) 重点産業分野の企業に対する延床賃料の助成(延床賃料の3ヶ月分、床面積50㎡以上は上限300万円、床面積300㎡以上は上限1,000万円) ■咲洲コスモスクエア地区立地促進制度(所管:港湾局) 特定産業分野の事業所の用途での、市有地(300㎡以上)の取得費に対するもの	■ひょうご・特戸投資等センターを設置し、総合窓口として、県内誘致を支援		
大阪市	■大阪市重点産業立地促進税制度(所管:計画振興部・都市再生・再生特別センター) ①重点産業区分の事業所(延床1000㎡以上) ②大企業特例:企業集積促進地に選出する大規模先端事業者の新規設立・移設・移転税額の5%以内、上限30万円 ③本特例:先端産業分野の企業(延床2000㎡以上、雇用者200人以上の新規設立・移設・移転税額の1/3以内、上限3,000万円/㎡・年(最大2年間)) ④大企業特例:都市再生緊急整備地区に選出する大企業等(延床賃料の1/25内、上限1,350万円/㎡・年(最大2年間)) ■大阪市重点産業等進出助成制度(所管:経済局・IBCP大阪企業整備センター) 重点産業分野の企業に対する延床賃料の助成(延床賃料の3ヶ月分、床面積50㎡以上は上限300万円、床面積300㎡以上は上限1,000万円) ■咲洲コスモスクエア地区立地促進制度(所管:港湾局) 特定産業分野の事業所の用途での、市有地(300㎡以上)の取得費に対するもの		■都市再生緊急整備地区での都市再生特別地区的活用 (容積率の緩和等)	■大阪市立地促進税 法上の極地の認可 20%～10%(高砂市)	■大企業特例用事業者等、大規模工場建設に当たってのワンストップサービス支援 ■外資系企業の進出に伴っての支援 ■ホールセールス、物流用地の紹介等		■IBCP大阪企業整備センター 投資誘致セミナー等の開催、進出サポートプログラムの提供、デンボラーリーオフicesの貸し出し等 ■大阪市立地促进税 各種セミナー等の実施、中小企業支援拠点としての拠点相談・ビジネスマッチング等の提供 ■大阪市立工芸研究所・大阪市立環境科学研究所 ■特別用途地区
堺市	■企業立地促進条例 固定資産税・都市計画税・事業税:景致5年間1/2経減(一定要件あり) 税額300億円以上で固定資産税等10年間2/3経減(一定要件あり) (通常税額10億円以上で5年間1/2経減)		■工場立地法地域基準条例による 税抜き設備税率(税地圖標準)の緩和 ■税抜き設備税率 ■工業専用・工業地に10%経減 ■工業地域に5%経減	■堺市企業立地促進資金融資 利率:1.8% 限度額:上限1億円	■状況に応じて企業説明担当が行政 手続等支援 ■工場用地の情報提供	■企業立地促進法に基づく 人材育成プログラムあり	
尼崎市	■企業立地促進条例 固定資産税・都市計画税・事業税:景致5年間1/2経減(一定要件あり)		期間:10年以内(但置2年以内)	■企業立地支援資金融資 利率:1.7% 限度額:上限10億円	■尼崎市産業立地課 行政手続等の支援 工場用地の情報提供	■ものづくり支援センター ものづくり人材の育成 研究・開発支援	■商業立地ガイドライン 工業地として採用権保全を認む地区では立地規制を実施 ■特別用途地区
神戸市	■固定資産税・都市計画税:3年間1/2を経減 ■企業クラスター形成促進資料補助(医療・健康・福祉) ■事業所税:貯金額3年間1/2を経減(一定要件あり) 資料料の1/2(限度額1,500万円/㎡、200万円/㎡) 3年間 ■国外・外資系企業オフィス資料補助 資料料の1/4(限度額750万㎡、100万円/㎡) 3年間			■神戸市立地促進資金融資 対象:中小企業・協同組合等 限度額:投資資金 15億円 利率:固定1.75% 期間:景致20年	■市役所内に「特戸127ライズ ブローミング・ドーム」を設置し、ワンストップサービスを実施		■場所別に定めて、分権賃借の割引制度を実施
姫路市	■特別償却の適用(国が指定した業種) 業種等・特別償却15% 建物等・特別償却8%	※条件:税下限賃料額が大企業立地課以上、中小企業立地課以上 ※特別償却:新規立地で500㎡を以上の事業者 ■工場跡地賃貸金:固定資産税相当額(期間3年・大規模は6年) ■事業所税金:事業所税相当額(期間3年・大規模は6年) ■雇用賃料金:新規雇用1人につき30万円、期間6年間、限度額2億円 ■軽化賃料金:軽化費用の1/2・1回のみ、限度額5千万円		■低利割賦貸の制度 利率:1.9%(平成20年度) 対象:税下限賃料額の2/3以内で5億円まで 期間:10年固定(2年割据)	■企業立地の公的的な支援窓口として企業立地施設を設置し、ワンストップサービスを実施		

## 大阪湾ベイエリアの活性化方策(案)

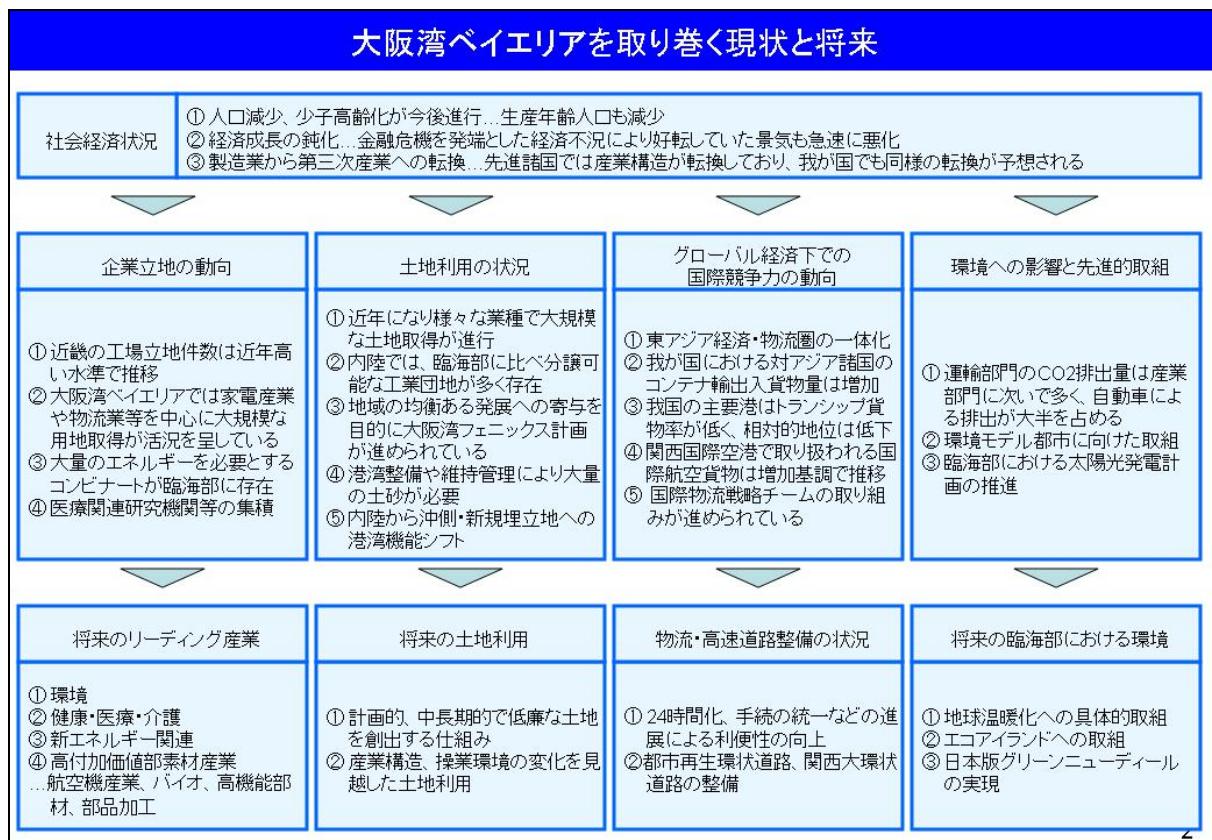
### 本日ご議論いただきたい点

1. 提言;「大阪湾ベイエリアの活性化方策(案)」について

- ①大阪湾ベイエリアの強みとは何か
- ②将来の目指すべき姿について
- ③提言の軸となる見出しあは何か
- ④目指すべき姿に向けた具体的な取り組みについて

2. モデル地区について

- ①各モデル地区の方向性について



### 大阪湾ペイエリアの活性化に関する各種構想・提言

各種構想・提言	産業	土地利用	物流	防災・環境
「第十回幹事会資料」国際物流戦略チーム H20.10.23	-	-	スマ中の充実・深化 港湾手続きの一元化・IT化 内航輸送の連携 道路ネットワークの充実・高速道路料金値下げ 24時間空港	環境に配慮した低炭素社会の実現
「関西シリコンペイ構想～大阪湾港湾の基本構想～」国土交通省・近畿地方整備局 H17.9.28	地区別産業空間形成のための企業誘致 産業創出・誘導に向けた取り組み	産業空間の地区別機能配置 新たな展開を視野に入れた開発空間の確保	効率的なコンテナターミナル運営 外貿内資コンテナ輸送機能の配置・臨港道路の整備 航路拡幅等の実施	港湾管理者間、官民間の協力による災害非常時緊急輸送のための整備 地球温暖化解決に資する物流輸送効率化や関係主体との連携
「大阪湾ペイエリアの活性化策に関する提言」(社)関西経済連合会 H19.7.2	ゾーニングによる土地利用方針の確立 スピード感のある立地を可能とする措置の強化 立地・操業・移送コストの低廉化	土地利用誘導手法の強化・大規模用地の創出	国際物流機能強化に資する空港ペイエリア内のネットワーク強化 スマ中、阪神港の機能強化 モーダルシフト策等のための鉄道軌道整備	広域的な防災支援体制の構築、環境保全緑化ルールの策定
「関西ビジョン2020」(社)関西経済連合会 H20.10	-	-	大阪湾岸諸港、日本海側諸港の一連の運営 港湾手続きの一元化 空港・港湾・高速道路の総合的な整備運営 3空港の一連運営	-
「平成20年度 大阪湾ペイエリア開発整備の提言について」(財)大阪湾ペイエリア開発推進機構 H20.9	産業競争力強化のための重点整備	臨海地域の港湾機能や都市機能の集約・再編	道路ネットワークの重要路線の早期事業化	-
「平成21年度 近畿圏整備(関西圏)に関する重点事項」関西広域機構 H20.6.25	学術・研究開発拠点、産業基盤等の整備と支援	土地有効活用のための制度の創設・改正	道路、港湾、空港の整備	-
大阪湾岸地域の活性化に関する提言～パネルペイを先端産業振興の戦略拠点に～大阪湾岸地域・企業連携研究会 H20.12.25	コンバージェンスの強化…地域中小企業と大企業との連携促進策の拡充、産学官連携	地域中小企業を含む工場集積の維持拡充に向けた支援や生産性向上のための規制緩和	道路ネットワークの整備 閑空の物流機能強化 阪神港利用拡大への取組	太陽光発電等、省エネ・創エネに対する設備導入費用の助成制度や容積率の規制等